

事 務 連 絡
平成 3 0 年 8 月 7 日

宮崎県トラック協会木材輸送部会会長 殿
宮崎県森林組合連合会会長 殿
宮崎県木材協同組合連合会会長 殿
宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会会長 殿
宮崎県森林林業協会会長 殿
各市町村長 殿

宮崎県山村・木材振興課
みやざきスギ活用推進室長

平成 3 1 年度国庫補助事業によるグラップル付トラックの導入に関する要望調査について（依頼）

このことについて、国庫補助事業において運送業を営む者（登記簿の事業目的に原木運搬を主とする旨の記載がある場合に限る。）が主たる構成員である地域材を利用する法人のグラップル付トラックの導入が可能となりました。

つきましては、平成 3 1 年度の要望について下記により調査を行いますので、関係者に幅広く周知していただくとともに、要望をとりまとめて報告をお願いします。

また、平成 3 0 年度国の補正予算が措置された場合には、今回の要望箇所から要求することとしておりますので申し添えます。

記

1 対象メニュー

木材加工流通施設整備（補助率 1 / 2 以内（消費税除く））

2 報告様式

(1) 別添様式（木材加工流通施設等整備）により報告してください。

(2) 「費用対効果分析結果報告書」を添付してください。

※費用対効果（投資効率）の計算は、別添のエクセルファイルをご使用ください。

なお、要望する条件として費用対効果が 1. 0 以上が必要です。

3 周知・取りまとめ・報告方法

各市町村→→（林業・木材産業者等へ周知）	}	⇒ 要望者の所在する市町村、 支庁・振興局を經由して報告
県森連 →→（単位組合や出荷協力員等へ周知）		
県木連 →→（組合員や準会員へ周知）		
県素連 →→（組合員等へ周知）		
県トラック協会→→（部会員等へ周知）		

4 報告期限

平成 3 0 年 8 月 3 1 日（金） 期限厳守にて報告願います。

ヒアリングを実施する予定です。（ヒアリング日程は日程調整後に連絡します）

5 注意事項

- 事業実施主体になるには、登記簿の事業目的に原木運搬を追加する必要があります。
- 木材運搬量を把握するため、作業日誌等による記録を残すことが必要です。
- 木材加工流通施設等整備を実施する事業体は、素材生産事業者等との間で、樹種、取扱量、期間（概ね5年間）等を定めた木材安定取引協定を締結することが必要ですが、協定先を選定経営体とした場合には、国の配分審査に有利なポイントの加算があることから、積極的に選定経営体との協定締結を御指導ください。
- 合板・製材・集成材生産性向上品目転換促進対策事業においては、事業実施主体は、地域材利用量のうち一定量（概ね70%以上）を選定経営体と協定を締結することが必須となっております。平成30年度補正予算により事業が実施される場合も同様の要件になるものと想定されます。
- 現在、選定されている25者の「選定経営体」は、平成30年度の暫定措置です。
- 事業が採択された場合に、途中で取下げることの無いように確実に実行できる内容を要望するように御指導をお願いします。
- 要望の取りまとめに当たっては、対象となるメニューや補助率の違いなどについて御指導をお願いします。
- また、補助金が満額配分されない場合における事業実施の意思など事業遂行の確実性についても御確認ください。
- 市町村の財政措置が厳しい場合は、事業実施の意思が十分な計画であっても、採択から外れる可能性もありますので、予め御周知をお願いします。
- 当年度実施すべき緊急性の高い計画がある場合は、別途御相談ください。

木材産業振興担当：松山

TEL：0985-26-7156

FAX：0985-28-1699